

川西市立明峰小学校 P・T・A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、川西市立明峰小学校 P T A といい、事務所を明峰小学校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭・社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. よりよい保護者、教職員となるための成人教育活動。
2. 学校教育を理解するために家庭と学校との連絡を密にし、保護者と教職員とが協力する。
3. 会員相互の意識向上、連絡、親善を図るための活動。
4. 学校行事の円滑な運営を助けるための活動。
5. 設備・施設の整備を図るための活動。
6. その他目的達成に必要な活動。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は、次の方針により活動する。

1. 教育を本旨とする民主団体であって、営利的、宗教的、政治的色彩をもつものではない。
2. 児童の福祉を増進する社会的団体及び機関と協力する。
3. 他の団体からの支配・干渉を受けない。
4. 学校と P T A は相互に尊重し合い、学校の管理、運営や人事に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 (資 格)

本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び、本校に在勤する教職員とする。

第 6 条 (権利義務)

会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 役員及び会計監査

第 7 条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会 長 1 名 (保護者)
2. 副 会 長 3 名 (保護者 2、教職員 1)
但し、川西市 P T A 連合会役員 (委員長も含む)
担当年度に限り 4 名 (保護者 3、教職員 1)
3. 書 記 3 名 (保護者 2、教職員 1)
4. 会 計 3 名 (保護者 2、教職員 1)

5. 顧問 1名（校長）
会長、副会長、書記、会計を四役という。
- 第8条 役員は、他の役員、委員を兼ねることはできない。
- 第9条 （役員の仕事）
1. 会長
(1) 本会を代表し、会務を総括する。
(2) 総会、役員会、企画委員会、合同委員会を召集する。
 2. 副会長
会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。
 3. 書記
本会の運営を円滑にする諸事務、記録等にあたる。
 4. 会計
本会の会計事務を担当する。
 5. 顧問
四役の相談を受けて、本会の運営を助ける。
- 第10条 （役員の任期）
1. 保護者役員の任期は一年とする。ただし、引き続き、一年だけは再選してもさしつかえない。新役員の就任は4月1日とする。
 2. 旧役員は任期終了後開かれる総会までは在任中の報告義務があり、新役員の補佐をし、助言に務める。
- 第11条 （役員の選出）
役員の選出は、別に定める細則による。
- 第12条 会計監査
1. 本会に、会計監査2名（保護者）をおく。
 2. 任務は、その年度の会計を監査し、結果を総会で報告する。
 3. 会計監査は、会長が企画委員会にはかつて委嘱し、任期は一年とする。
 4. 役員との兼任は認めない。

第6章 機関及び任務

- 第13条 本会に次の機関をおく。
- | | |
|----------|-------------|
| 1. 総会 | 2. 企画委員会 |
| 3. 合同委員会 | 4. 学年・学級委員会 |
| 5. 専門委員会 | 6. 役員会 |
- 第14条 総会は、本会の最高議決機関であって、原則として年一回（年度始め）開く。ただし、次の場合には臨時総会を開かねばならない。
1. 企画委員会が必要と認めた場合。
 2. 会員の五分の一以上の要求があった場合。
- 第15条 総会で議決を要する事項は、次のとおりとする。
- | | |
|---------------|----------|
| 1. 年度計画及び活動報告 | 2. 予算の審議 |
| 3. 決算報告の承認 | 4. 規約の改正 |
| 5. その他の重要事項 | |
- 第16条 総会は、委任状も含め、会員の三分の一以上の出席で成立する。議決は、委任状を除き、出席会員の過半数の同意を必要とする。
- 第17条 総会で議決を要する事項については、その資料を少なくとも五日前に会員に配布しなければならない。

- 第 18 条 企画委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本会の役員、各クラスの学級委員代表、各専門委員会の代表、及び青少年育成市民会議担当委員、小学校選出補導委員により構成され、原則として毎月一回開く。
- 第 19 条 企画委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 事業計画、予算等総会に提出する案件を審議する。
 2. 各種委員会から提出された案件を審議する。
 3. 必要ある場合には、諮問機関として特別委員会を設置、解散する。
 4. 役員、会計監査に欠員が生じた場合には、それを補充する。
 5. その他、重要事項を審議する。
- 第 20 条 企画委員会は、構成員の過半数の出席により成立する。
- 第 21 条 合同委員会は、本会の役員及び全委員により構成され、原則として每学期一回開く。
- 第 22 条 合同委員会は、各種委員会から提出された案件、その他重要事項を審議する。また年度末の合同委員会では、次年度保護者側役員を承認する。
- 第 23 条 学年・学級委員会は、各学級委員と担任教師で構成される。
- 第 24 条 学年・学級委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 学級ならびに学年の諸行事を立案し、運営する。
 2. 会員の意見をまとめ、会員相互の連絡及び親善を図る。
- 第 25 条 専門委員会は、各学級から選出された専門委員及び教職員により構成される。
- 第 26 条 専門委員会の種類と任務等については、別に定める細則による。
- 第 27 条 1. 役員会は、本会の執行機関であって、全役員により構成され、必要に応じて開く。
2. 役員会は、総会、企画委員会の議決に従って本会の日常業務を円滑に実行する。

第 7 章 会 計

- 第 28 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 29 条 会費は、一家庭月額 200 円とし、第一回目の引き落としで、一括で納めることを原則とする。
- 第 30 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 改 正

- 第 31 条 本規約は、総会において、出席会員の過半数の同意を得て改正することができる。
- 第 32 条 1. 本会の運営に必要な細則を、本規約に反しないかぎりにおいて、企画委員会の議決によって定めることができる。
2. 企画委員会は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
3. 会計規定、専門委員会に関する規定、役員及び委員の選出規定、慶弔規定、旅費内規は、細則として別に設ける。

付 則

- 付 則 1. 本規約は、昭和 51 年 9 月 10 日より施行する。
- 付 則 2. 本規約は、昭和 52 年 5 月 21 日より施行する。

- 付 則 3. 本規約は、平成 2 年 5 月 28 日より施行する。
 (但し、第 7 章 第 29 条は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。)
- 付 則 4. 本規約は、平成 7 年 5 月 20 日より施行する。
- 付 則 5. 本規約は、平成 9 年 5 月 17 日より施行する。
- 付 則 6. 本規約は、平成 16 年 3 月 9 日より施行する。
- 付 則 7. 本規約は、平成 17 年 5 月 17 日より施行する。
- 付 則 8. 本規約は、平成 18 年 5 月 16 日より施行する。
- 付 則 9. 本規約は、平成 23 年 5 月 27 日より施行する。

細 則

第 1 条 会計規定

(収入伝票と出納簿)

1. 会計は、すべての収入に対し、入金伝票を作成し保管するとともに、出納簿摘要欄に収入源を明記しなければならない。

(収入及び支出)

2. 現金の出納は、そのつど現金出納簿及び予算差引簿に記載し、現金はすべて、金融機関に入金するものとする。
3. 支出については、請求書並びに領収書を保管しなければならない。

(月末集計)

4. 月末に現金出納簿を締め切り、合同委員会ごとに収支一覧表を作成する。

(当初予算)

5. 会計は、前年度活動の反省及び、予算執行過程の問題点をつかんだうえで、学年・学級委員会、各専門委員会からの予算要求資料を取りまとめ、新年度活動方針にみあうように全項目について公平慎重な検討を加えて原案をつくる。
6. 各項目の予算計上基礎を明らかにし、会員にわかる説明をつけて、ほしいままに執行されないようにする。

(更正予算)

7. 年度のなかば過ぎころ、収入額の増減をみとおし、活動状況の変更に
より当初予算を更正する。
8. 予算執行状況と活動状況を年度末までみとおし検討し、増減の資料を
要求母体より取りまとめ原案をつくる。
9. 更正された原案は、企画委員会で検討し、承認を得て執行される。
10. 予算の充用及び流用の必要が生じた場合は、企画委員会の承認を得な
なければならない。

(決算書作成)

11. 学年・学級委員会及び各専門委員会の正委員長は、年度末までに支出
明細書及び、これに付随する一切の必要書類を会計に提出する。
12. 会計は決算書を作成して、総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

13. 会計関係諸帳簿は、総会までに会計監査の承認を必要とする。
14. 会計監査は、必要と思う時は、いつでも支出の説明を求めることがで
きる。

15. 会計に関する諸帳簿は、会員の要求に応じて公開することができる。
(支出の承認)
16. 会計年度終了後予算決定までの期間、会計支出については会長が専決することができる。
17. 運営費の支出については、四役の承認を得なければならない。
18. 活動費の支出については、各担当正副委員長の承認を得なければならない。
(備品の記載)
19. 備品は、備品台帳に記載するものとする。
(事務連絡の保持)
20. 会計は、会長と常に密接な連絡を保ち、協議のうえ会計事務を行わねばならない。
(会費の清算)
21. 転入出等により年度途中で会員資格の得喪が生じた場合、会費は在籍月数に応じて清算する。その際、月途中で会員資格の得喪が生じた場合は、当該月を1箇月として清算する。

第2条 専門委員会に関する規定

1. 専門委員会の種類と任務は、次のとおりとする。
 - (1) 広報委員会（会報、機関紙等の発行）
 - (2) 文教委員会（会員の研修、クラブ活動）
 - (3) 保体委員会（児童及び会員の健康増進、クラブ活動）
 - (4) 選挙管理委員会
 - (5) 給食委員会
 - (6) 地区代表委員会
 - (7) 献血委員会
 - (8) 進路検討委員会
 - (9) 人権委員会
2. 専門委員会は、企画委員会の承認を得、設置又は廃止することができる。
3. 専門委員の選出は、細則第4条による。

第3条 役員の選出規定

1. 選挙管理委員会の構成、任務及び選挙管理委員の任期は次のとおりとする。
 - (1) 構成
選挙管理委員 6名。6年生を除く各学年1名と委員長。
助言者として、役員及び顧問が加わることができる。
2. 役員選出について
 - (1) 役員の選出については、選挙管理委員の指示に従い、学級委員が行う。
 - (2) 役員候補（7名）及び青少年育成市民会議担当委員候補（2名）小学校選出補導委員候補（1名）は、各学級2名以上選出する。
 - (3) 候補者の中で、互選により分担を決める。

- (4) 役員決定の際の立ち会いは、選挙管理委員があたる。
 - (5) 一家庭につき、総務役員、青少年育成市民会議担当委員、小学校選出補導委員を一回すれば、他のすべての委員を辞退することができる。但し、川西 PTA 連合会総務役員（副会長・書記・会計・常務）および、各委員長にあたった場合にも総務扱いとする。
ただし、会長経験者は明峰中学校のすべての役員、委員も免除となる。
 - (6) 職員の役員 3 名については、学校側に一任する。
 - (7) 選挙管理委員は、役員選出にあたる為、その年は、辞退することができる。
 - (8) 総務選辞退理由の認否についての話し合いには学校側副会長も加わるものとする。
3. 次年度保護者側役員については、内定後全会員に信任を問い、その結果を年度末合同委員会に報告し承認を得る。
信任投票は会員の三分の一以上の投票で成立する。投票数の過半数をもって新役員を信任するものとする。不信任の場合は、互選会に差し戻す。

第 4 条 委員の選出規定

- 1. 委員の選出は、年度はじめに行う。但し、青少年育成市民会議担当委員、小学校選出補導委員の選出については役員選出時に行う。
- 2. 各学級で、学級代表若干名を選出する。学級代表の人数は企画委員会で決定する。
 - (1) 決める時期は年度末であること。
 - (2) 学級数と専門委員会数を見合わせる。
- 3. 委員の選出は次の方法による。
 - (1) 話し合い。（立候補・推薦などを含む。）
 - (2) 但し、次の人は委員になることを辞退できる。
 - ア. 児童 1 人につき 1 回役員又は委員をした人。但し、児童数、クラス編成によっては適応されない事もある。又、全クラスの未経験者から選出する事もある。
 - イ. 特別な理由のある人。
 - (3) 任期は、一人の児童につき一年とする。但し、引き続き一年だけは再選してもさしつかえない。
 - (4) 地区代表委員については、各地区から必要人数選出する。また、辞退理由は他の委員のそれに準ずる。
 - (5) 地区代表委員の選出は、それぞれの地区の地区代表委員がそれにあたる。
 - (6) 委員選出辞退理由の認否についての話し合いには、学校側副会長も加わるものとする。
- 4. 各学級に於いて、学級委員 1 名（正）、専門委員 1 名を決定する。2～6 年の各学級に於いて専門委員長候補 1 名を決定する。専門委員長候補の中から必要人数の専門委員長を互選により選出する。なお、専門委員は学級委員（副）を兼任する。
- 5. 学級委員は学年・学級委員会に所属し、専門委員は専門委員会に所属

する。

6. 学年・学級委員会に於いて、互選により、代表1名、副代表1名を選出する。
7. 専門委員会に於いて、互選により、各専門委員長の補佐として、副委員長1名を選出する。

第5条 慶弔規定

1. 会員死亡の場合
香 料 5,000円としきび一対又は供花
会 葬 学校代表、会長、役員有志、会員有志。ただし、教職員の場合は、児童、教職員、役員、会員有志の会葬とする。
2. 児童死亡の場合
香 料 5,000円 供花一対
会 葬 児童代表、校長、教職員、会長、役員有志、会員有志。
3. P T A・学校関係団体行事その他のお祝い（おつきあい）として3,000円。
4. 特別の事情ある場合は、役員会の協議により決定する。
5. 本規定の執行には、会長又はその代理者（副会長、書記、会計）があたるとする。

第6条 旅費内規

1. 旅費実費支給
(1) 研修及び諸会議のための出張で、校区外の会場にかぎる。
(2) 所定の用紙に記名押印のうえ会計より受領する。

付 則

- | | | | |
|-----|-----|-------------------|--------------|
| 付 則 | 1. | この細則は、昭和51年 | 9月10日より施行する。 |
| 付 則 | 2. | この細則は、昭和52年 | 3月16日より施行する。 |
| 付 則 | 3. | この細則は、昭和53年 | 3月20日より施行する。 |
| 付 則 | 4. | この細則は、昭和56年 | 2月20日より施行する。 |
| 付 則 | 5. | この細則は、昭和59年 | 1月15日より施行する。 |
| 付 則 | 6. | この細則は、昭和60年 | 4月 1日より施行する。 |
| 付 則 | 7. | この細則は、昭和63年 | 1月30日より施行する。 |
| 付 則 | 8. | この細則は、平成 2年 | 4月 1日より施行する。 |
| 付 則 | 9. | この細則は、平成 7年 | 2月13日より施行する。 |
| 付 則 | 10. | この細則は、平成 9年 | 5月17日より施行する。 |
| 付 則 | 11. | この細則は、平成10年 | 2月16日より施行する。 |
| 付 則 | 12. | この細則は、平成12年11月14日 | より施行する。 |
| 付 則 | 13. | この細則は、平成14年 | 4月25日より施行する。 |
| 付 則 | 14. | この細則は、平成14年11月12日 | より施行する。 |
| 付 則 | 15. | この細則は、平成15年 | 3月12日より施行する。 |
| 付 則 | 16. | この細則は、平成15年 | 4月30日より施行する。 |
| 付 則 | 17. | この細則は、平成15年10月14日 | より施行する。 |
| 付 則 | 18. | この細則は、平成15年11月11日 | より施行する。 |

- | | | |
|-----|-----|---------------------------------|
| 付 則 | 19. | この細則は、平成 1 5 年 1 2 月 9 日より施行する。 |
| 付 則 | 20. | この細則は、平成 1 6 年 3 月 9 日より施行する。 |
| 付 則 | 21. | この細則は、平成 1 7 年 2 月 1 5 日より施行する。 |
| 付 則 | 22. | この細則は、平成 1 8 年 2 月 1 4 日より施行する。 |
| 付 則 | 23. | この細則は、平成 2 0 年 4 月 1 日より施行する。 |
| 付 則 | 24. | この細則は、平成 2 5 年 3 月 1 1 日より施行する。 |
| 付 則 | 25. | この細則は 平成 2 5 年 7 月 1 0 日より施行する。 |